基本方針
Ⅱ

（安らぐまちの実現）

# どんなときも、こどもの歩みに寄り添う

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における多様な学びや体験を通じて成長し、社会生活を送るようになります。

大人として自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程は、個々人によって様々であり、こどもの置かれた環境にも大きく影響を受けます。

子育て当事者が、安心してこどもを生み、身近な場所で様々なサポートを受けながら子育てできること、また、こどもが、どのような状況にあっても誰一人取り残されず健やかに成長できることが大切です。

このため、ライフステージを通して、社会全体でこどもと子育て当事者を支える「どんなときも、こどもの歩みに寄り添う」まちを目指します。

※写真はイメージです。

基本施策4　　ライフステージ別 【妊娠期～幼児期】

# 切れ目のない母子保健・医療体制の確保

## （1）妊娠期から幼児期を通じた母子への継続的支援

晩婚化や核家族化を背景とし、産後の特に支援が必要とされる時期に、家族等の身近な人からの支援を十分に受けることができず、不安や不調を抱えたまま、こどもとの新しい生活の始まりを余儀なくされるなど、母子とその家族を取り巻く状況は厳しいことが指摘されています。

母子保健は生涯を通じた健康の出発点であると同時に、次の世代を健やかに育てるための基盤となるもので大変重要です。

そのため北九州市では、妊娠期をこどもが育つ人生の始期と捉え、全ての妊産婦や乳幼児等を対象として、健康診査や予防接種、妊娠・出産・子育てに関する必要な知識の習得や正しい情報の提供、相談体制を充実させ、予防的支援を展開します。

さらに、健診の受診状況や結果等から妊産婦や乳幼児の実情を把握し、家庭訪問による指導や育児支援、状況に応じた関係機関との連携など、継続的・包括的な伴走型支援に取り組みます。

また、こどもや妊産婦の命と健康を守るため、地域の医療機関の連携や、周産期医療体制の整備による新生児に対する専門的医療の提供、24時間365日対応の小児救急医療の維持に努めます。

**■図表２　第1子出生時の母の平均年齢の年次推移（全国）**

（単位：歳）

| 年 | 昭和50 | 昭和60 | 平成7 | 平成17 | 平成27 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平均年齢 | 25.7 | 26.7 | 27.5 | 29.1 | 30.7 | 30.7 | 30.7 | 30.9 | 30.9 | 31.0 |

［出典］ 厚生労働省「人口動態統計」

**■図表3　就学前のこどもの同居・近居の状況（北九州市）【複数回答】**

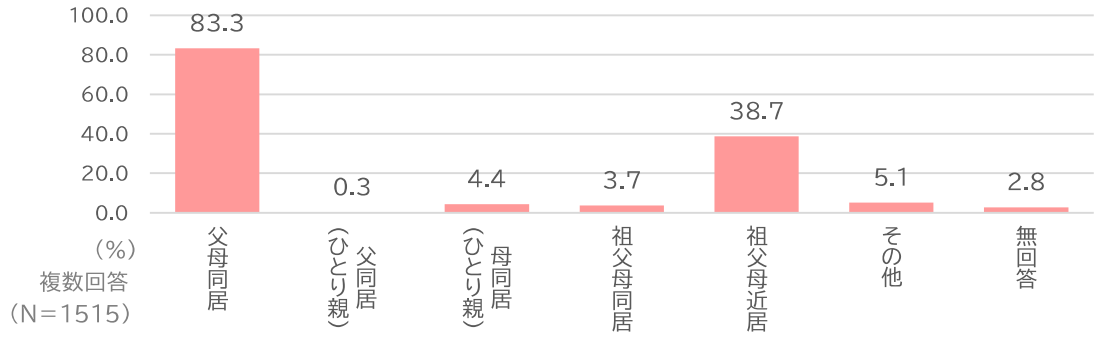


［出典］ 令和5年度北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査

**関連する主な取組 【基本施策4－(1)】**

〇母子健康手帳の交付

〇母子健康診査の実施(妊婦健康診査、乳幼児健康診査)

〇歯科健康診査等の実施(妊産婦歯科健診、乳幼児歯科健康診査、フッ化物塗布、親子歯科健診、4・5歳児歯科検診)

〇歯科保健指導やむし歯予防の普及活動

〇両親学級等の実施(両親学級、母親学級、育児教室、乳幼児栄養教室等)

〇予防接種の実施

〇産婦健康診査の実施

〇産後ケアの実施

〇地域での保健師等による妊産婦・乳幼児なんでも相談

〇家庭訪問等による保健指導等(生後4か月までの乳児家庭全戸訪問や養育困難家庭への育児支援、乳幼児健診未受診者フォローアップ等)

〇ヘルパーの派遣による産前産後の子育て支援

〇＜再掲＞各区こども家庭センターによる母子保健と児童福祉の一体的支援

〇助産施設による支援(入院助産への支援)

〇周産期医療体制の維持(24時間体制による産前産後の専門医療の提供)

〇小児救急医療体制の維持(24時間体制による小児救急医療の提供)

基本施策５　ライフステージ別 【乳幼児期～幼児期】

# 幼児期までの成長を保障する幼児教育・保育の充実

## （1）こどもの育ちをひとしく保障する幼児教育・保育の充実

乳幼児期は、将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために、最も重要な時期であるとともに、幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で大変重要です。

こどもの育ちの環境は多様であり、幼稚園、保育所、認定こども園などの多様性を尊重しつつ、教育・保育施設等の運営・支援に取り組みます。また、保護者の就労状況や養育状況等こどもの置かれた状況に十分に配慮しつつ、幼児期までの育ちをひとしく切れ目なく保障します。

なお、直営保育所については、「北九州市政変革推進プラン」に掲げる「官と民の役割分担」の視点を踏まえ、求められる機能や役割を明確にしつつ、民営化や集約等の検討とあわせ、必要な施設の計画的な建て替え・機能強化に取り組みます。

さらに、義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間は、学びや生活の基盤をつくる重要な時期であり、関係者が立場を越えて協働し、全てのこどもが小学校の学習環境へ円滑に接続できるよう、引き続き保幼小の連携に取り組みます。

| 関連する主な取組 【基本施策５－(1)】 |
| --- |
| ○教育・保育施設等の運営及び支援<br>（幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育・家庭的保育・事業所内保育） |
| ○保育所整備の推進（老朽化への対応） |
| ○保幼小連携の推進 |

## （2）子育て当事者が孤立しない子育て支援

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育てへの支援や協力を得ることが難しい状況にある当事者が増えていますが、こどもの育ちには子育ての当事者が孤立することなく、十分な支援を得られることが必要です。

北九州市が実施した「令和5年度北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（以下、「市民アンケート調査」という。）」によると、就学前児童の保護者の50.4%が、子育てに悩みや不安を感じていると回答しています。

北九州市では、乳幼児と保護者が気軽に集い情報交換や育児相談ができるスペースの運営、地域の子育てサークル活動における当事者間の悩みや情報の共有、専門職員による相談対応や訪問などを通じて、子育て当事者の孤立の防止や子育てへの不安の軽減に取り組みます。

また、令和6年度から全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために、こども誰でも通園制度の試行が開始されました。今後、利用ニーズや事業効果を把握し、本格実施に向けた検討を行っていきます。

| 関連する主な取組 【基本施策5－（2）】 |
| --- |
| ○＜再掲＞家庭訪問等による保健指導等（生後4か月までの乳児家庭全戸訪問や養育困難家庭への育児支援、乳幼児健診未受診者フォローアップ等） |
| ○＜再掲＞地域での保健師等による妊産婦・乳幼児なんでも相談 |
| ○多胎家庭への支援 |
| ○親子ふれあいルームの利用促進 |
| ○地域子育て支援センターの利用促進 |
| ○＜再掲＞育児サークル・フリースペースへの支援と周知啓発 |
| ○＜再掲＞一時預かり事業の実施 |
| ○＜再掲＞24時間子ども相談ホットラインの運用 |
| ○こども誰でも通園制度の実施 |

## （3）保育人材の確保・定着や幼児教育・保育の質の向上に向けた支援

少子高齢化により生産年齢人口が減少する中、幼児教育・保育施設に従事する幼稚園教諭や保育士など子育てに関わる人材の確保は、喫緊の課題です。

北九州市では、市の就業支援施設や国・県の関係機関と連携し、求職者のニーズに合った就職先の紹介やあっせん、潜在保育士の掘り起こしのほか、幼稚園・保育所等の運営事業者に対する採用支援などを通して、引き続き保育人材の確保に努めます。

今後も、幼稚園教諭や保育士の処遇の改善や働き方の改善に取り組むほか、保育補助者の活用による保育現場の環境改善を図るなど、保育人材の定着に努めます。

さらに、幼児教育・保育の質の向上を図るため、階層・課題別の研修を通じた幼稚園教諭や保育士の専門性と技術の向上を支援するほか、人材育成について各園の行う取組に対し助言等の支援を行います。

また、全国に先駆けて、「北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会」を設置し、保育施設に対して、学識経験者等による保育サービスの質の評価を行っていきます。今後も自己評価や改善につなげることにより、保育の質の向上やレベルアップを図ります。

なお、引き続き保育人材の確保に課題があることを踏まえ、今後の幼児教育・保育現場における人材の活用について、関係団体等とも協議を行っていきます。

| 関連する主な取組 【基本施策5－(3)】 |
| --- |
| ○北九州市保育士・保育所支援センターによる就職支援 |
| ○保育所等における保育人材雇用補助 |
| ○保育士宿舎の借り上げ支援 |
| ○若年層保育士への処遇改善 |
| ○若年層幼稚園教諭への処遇改善 |
| ○保育施設従事者研修による質の向上 |
| ○幼児教育センターの運営 |
| ○児童福祉施設等の第三者評価 |

基本施策6　ライフステージ別 【学童期～思春期】

# 自己肯定感やアイデンティティの形成に向けた成育環境づくり

## （1）こどもの目線に立った安全・安心で多様な居場所づくり

学童期は、身体と心が大きく成長するとともに、学校や地域で同年齢や異なる年齢のこどもと関わる中で、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む大切な時期です。

近年は、少子化や地域のつながりの希薄化により、地域の中で、こども同士が遊び、育ち、学び合う機会は少なくなっています。

また、共働き家庭の増加により、放課後などにこどもが安全に安心して過ごせる居場所も求められています。

北九州市では、利用者の目線に立った放課後児童クラブ等の運営や、放課後等の時間も活用した学習、多様な体験・交流活動などの支援に取り組みます。

また、子ども食堂やこどもまちなかスペースなど、地域やNPO、民間企業等の協力も得ながら、学校や家庭以外で安全に安心して過ごせ、遊びや勉強などができる多様なこどもの居場所づくりにも取り組みます。

**関連する主な取組 【基本施策6－(1)】**

- ○放課後児童クラブの運営（希望するすべての児童の受け入れ）
- ○放課後等の時間も活用した学習、多様な体験・交流活動などの支援
- ○ユースステーションの運営
- ○子ども食堂の活動支援
- ○＜再掲＞こどもまちなかスペースの展開
- ○＜再掲＞わいわい市民センターの実施
- ○＜再掲＞こどもまんなか公園づくりの推進
- ○＜再掲＞児童館の運営
- ○＜再掲＞プレーパークの普及促進

## （2）いじめ対策や不登校のこどもを支援する地域と学校等の連携

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、家庭や学校、地域、行政、関係機関など、社会総がかりで取り組む必要があります。

「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの未然防止やいじめの積極的な認知、早期の組織的対応などの対策を講じます。

また、不登校については、どのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取ることがないよう配慮することが必要です。

北九州市では、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」等に基づき、不登校の未然防止、安心できる居場所づくり、学びの保障、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる相談体制の充実を図ります。

その他、現在検討中の「学びの多様化学校」や、フリースクール、地域と連携した多様な学びの場やサードプレイスの確保を図ります。

さらに、不登校状態にある中学生の卒業後の孤立を防ぐため、専門のスタッフが家庭訪問等を行う、アウトリーチ型の一人ひとりに寄り添った伴走支援を行います。

**■図表4　市立小中学校での不登校児童生徒数**

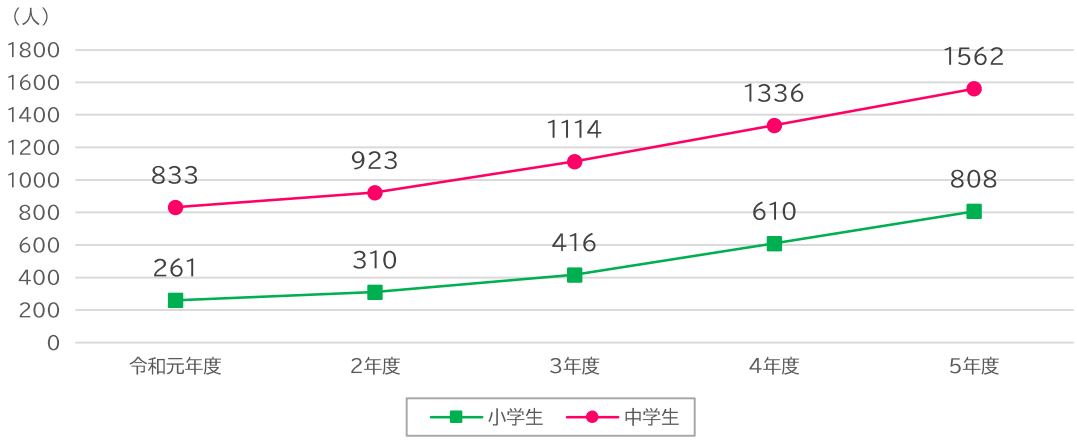


【出典】 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

| 関連する主な取組 【基本施策6－（2）】 |
| --- |
| ○スクールカウンセラーによる相談機能の充実 |
| ○スクールソーシャルワーカーによる福祉的支援の充実 |
| ○教育支援室による学校・社会復帰に向けた支援 |
| ○多様な学びの場の確保（「学びの多様化学校」の検討やフリースクール等との連携等） |
| ○家庭訪問による不登校状態の子どもに寄り添った支援 |
| ○いじめ問題再調査の実施 |
| ○＜再掲＞24時間子ども相談ホットラインの運用 |

基本施策7　　ライフステージ別 【青年期】

# 若者の自立や結婚希望者に対する支援

## （1）悩みや不安を抱える若者や家族を支える相談体制

不安定な雇用やニート、ひきこもりなどの状態で将来を見通せない不安や、家族や周囲とのコミュニケーションに課題を抱え生きづらさを感じるなど、社会生活を円滑に営む上で悩みや困難を抱えるこども・若者や家族がいます。

北九州市では、進学や就労等の悩み、生活改善や漠然とした不安の改善などを希望するこども・若者や家族に対して、関係機関と連携し、当事者に寄り添いながら総合的にサポートすることで、こども・若者の自立を支援していきます。

また、ひきこもりの状態にある若者とその家族を支援するため、専門の相談窓口において、電話や面接等による個別相談や居場所の提供などを行います。

こども・若者の自殺についても、近年、全国的に増加傾向にあります。北九州市では、専門のスタッフによる自殺予防のための電話相談や専用の情報サイトの活用等により、こども・若者の自殺リスクの早期発見・早期対応を図ります。

**■図表5　北九州市子ども・若者応援センター「YELL」及び北九州市ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」における問い合わせ・相談延べ件数**

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---|---|---|---|
| 子ども・若者応援センター「YELL」 | 2，496件 | 2，912件 | 2，945件 |
| ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」 | 2，065件 | 1，859件 | 2，119件 |

※子ども・若者応援センター「YELL」…概ね 15～39 歳までの方と家族の総合相談窓口
ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」…概ね 18 歳以上のひきこもりの本人や家族等の相談窓口

**■図表6　30歳未満の自殺者数の推移（北九州市）**

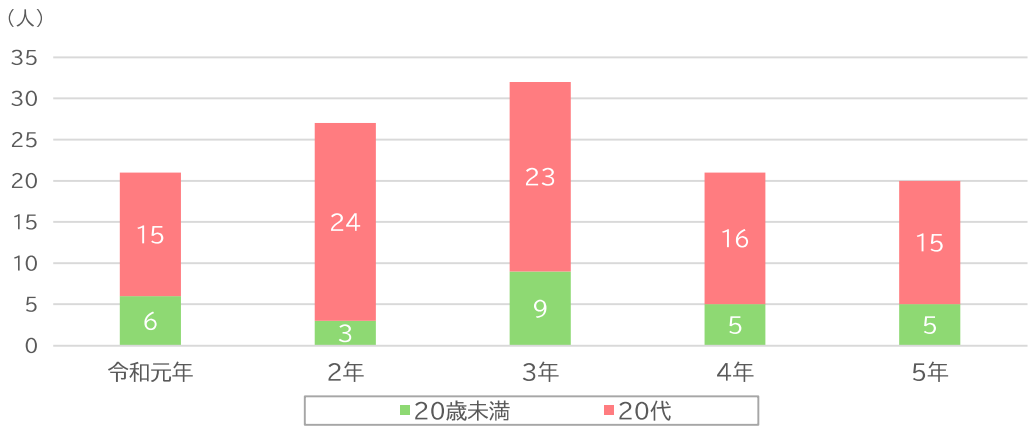


［出典］ 厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」に基づき北九州市作成

| 関連する主な取組 【基本施策7－(1)】 |
| --- |
| ○北九州市子ども・若者応援センター「YELL」の運営 |
| ○北九州市子ども・若者支援地域協議会によるネットワークづくり |
| ○北九州市ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」の運営 |
| ○自殺予防こころの相談電話やいのちとこころの情報サイトの運用 |
| ○＜再掲＞24時間子ども相談ホットラインの運用 |

## （2）結婚や子育てに対するポジティブな発信や結婚希望者に対する支援

若い世代において未婚化・晩婚化が進行していることは、少子化の要因の一つとなっていることが指摘されています。

北九州市が実施した市民アンケート調査では、現在結婚していない人（18歳～39歳）のうち、「今後結婚を希望する」若者の割合は55．2％で、5年前の同調査（69.8％）から大きく減少しています。

結婚していない理由（複数回答）については、「適当な人に巡り会わない」（35．4％）が最も多く、次いで「自由な生活や気楽さを失いたくない」（26．2％）、「趣味や好きなことを楽しみたい」（22．2％）との回答が続いています。

結婚や妊娠・出産、子育ては、個人の自由な意思決定に基づくことは大前提です。

その上で、出産・子育てに対するポジティブな情報を発信することや、結婚を希望する若者を支援する機会の提供、婚活支援に関する情報提供などを通じて、結婚希望者を応援します。

**■図表7　現在結婚していない者の今後の結婚観（北九州市）**

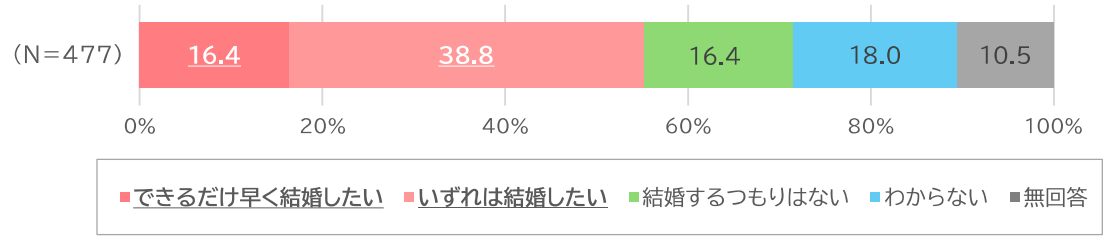


［出典］ 令和5年度北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査

■図表8　現在結婚していない者の結婚していない理由（北九州市）【複数回答】

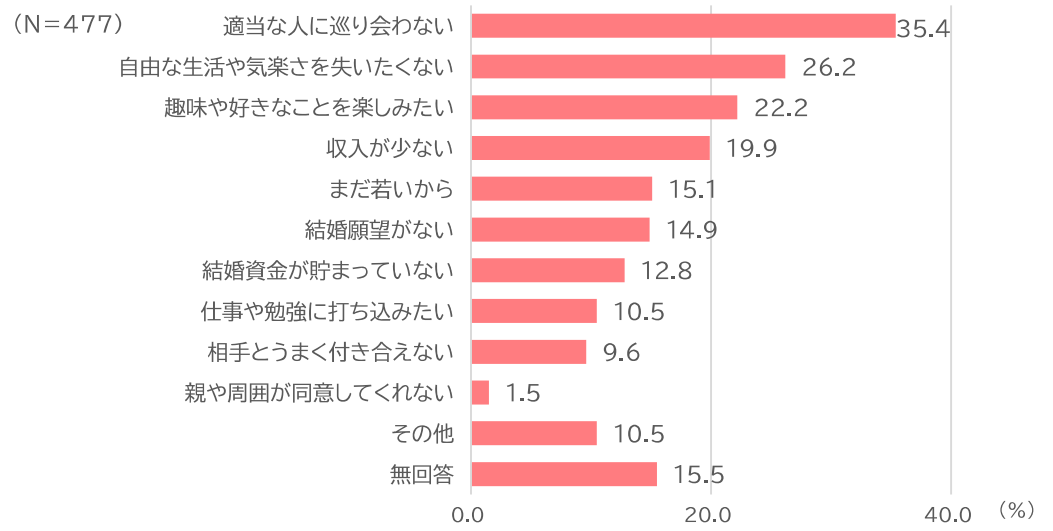


［出典］ 令和5年度北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査

**関連する主な取組 【基本施策7－（2）】**

〇未来の家庭を築く男女の育成事業「コミュラボ」の開催

〇＜再掲＞冊子等による出産・子育て支援情報の発信

〇婚活支援に関する情報発信

基本施策8　　ライフステージを通じた施策

# 社会的養護が必要なこどもや家庭に対する取組の推進

## （1）児童虐待防止・対策の包括的取組やヤングケアラーへの支援

近年、全国的に児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、北九州市でも年々増加しています。児童虐待は、こどもの命や心身の発達に影響を及ぼす重大な事案です。

虐待の背景には、生活上のストレスや子育てのしにくさ、身近に相談できる人がいないなど、様々な要因が複雑に絡み合っていると言われており、家庭全体に寄り添った支援が必要です。

引き続き、幼稚園や保育所、学校などの関係機関だけでなく、事業者や市民も含めた社会全体で虐待の防止に努めるとともに、こどものSOSを早期に発見し、各区の「こども家庭センター」や「子ども総合センター」につなげることで、迅速かつ適切な支援を行います。

また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーを支えるため、相談支援窓口による相談対応や学校等と連携した支援、こどもの負担軽減に向けた訪問による家事や育児支援にも取り組みます。

■図表9 「子ども総合センター」における児童虐待相談対応件数

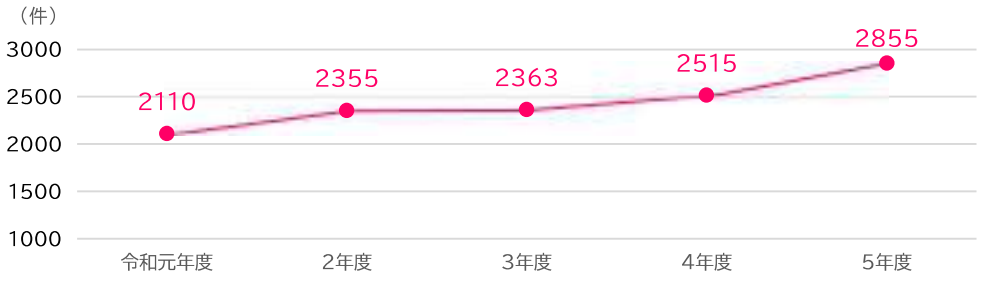


［出典］ 北九州市

■図表10 「子ども総合センター」における虐待の種類別件数

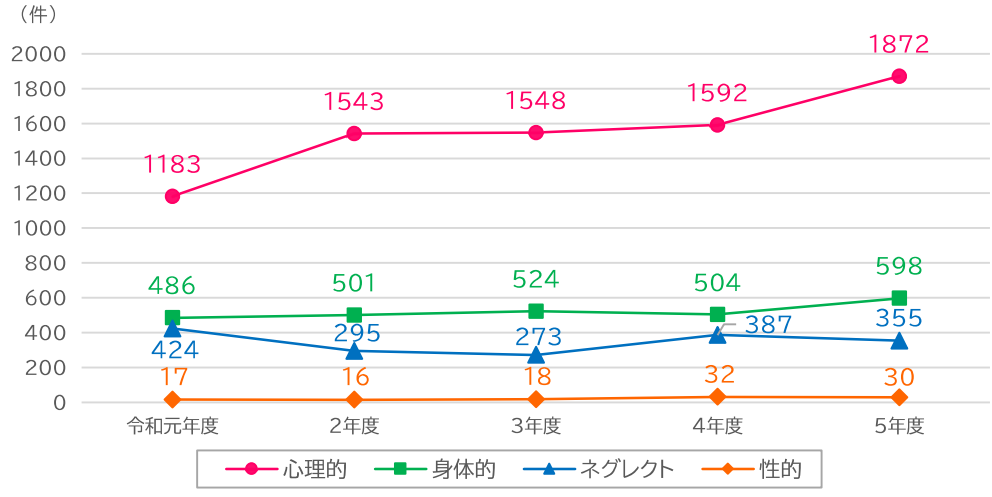


［出典］ 北九州市

## 関連する主な取組 【基本施策8－(1)】

○児童虐待防止の啓発推進(北九州市子どもを虐待から守る条例の啓発)

○児童虐待対応職員への専門性向上支援

○＜再掲＞家族のためのペアレントトレーニングの実施

○24時間子ども相談ホットラインの運用

○児童虐待防止のためのSNS相談の実施

○地域に密着した児童家庭支援センターの運営

○医療機関等と連携した児童虐待防止医療ネットワークの構築

○保育カウンセラーによる保育所支援

○ヤングケアラーへの相談支援

○支援を要する子育て家庭やヤングケアラー等への訪問支援

○各区こども家庭センターによる母子保健と児童福祉の一体的支援

TOPICS

## 北九州市子どもを虐待から守る条例（概要）

| | |
|---|---|
| 前文<br>(条例の趣旨及び決意など) | 子どもには、幸せに生きる権利、愛されて育つ権利、守られる権利、安心して自分の感情や思いを表現する権利があることを明記し、市民が一丸となって子どもの命と育ちを守ることを宣言 |
| 条例制定の目的<br>(第1条) | 子どもを虐待から守るための基本理念、責務、施策の基本的事項を定め、子どもの心身の健やかな成長に寄与するため施策を総合的に推進 |
| 条例の基本理念<br>(第3条) | 人権侵害である虐待の禁止／子どもを虐待から守る施策の実施／虐待のないまちづくりの推進 |
| 市の責務<br>(第4条) | 子ども及び保護者が孤立しない地域社会をつくるための活動の支援／虐待を受けた子どもの安全確保／虐待を受けた子どもの保護、支援に携わる人材確保や育成等／虐待防止等のための調査研究・検証 |
| 市民の責務<br>(第5条) | 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告／虐待防止及び市の施策への協力等 |
| 保護者の責務<br>(第6条) | 虐待を決して行わないこと／子どもの人権を尊重し、子どもの心身の成長と発達を図ること／市が行う子どもの安全確認及び安全確保への協力等 |
| 関係機関等の責務<br>(第7条) | 虐待の防止及び市が行う安全確認への協力／一時保護解除後の地域における支援・見守り等 |
| 事業者の責務<br>(第8条) | はいかいしている子どもへの声かけなど虐待の兆候の把握／虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告 |
| 通告受理機関の機能強化<br>(第10・11条) | 適切な虐待対応や自立支援のため児童相談所の体制整備及び人材確保／虐待早期発見のため福祉事務所の体制整備及び研修実施 |
| 未然防止<br>(第12～14条) | 子どもや保護者への子育て支援及び情報提供の充実／乳児家庭全戸訪問事業等の活用／関係機関等への支援、連携、児童虐待防止推進月間(11月)の取組 |
| 早期発見・早期対応<br>(第15・16条) | 早期発見のため市民や関係機関、事業者との連携／通告があった場合の迅速な調査、安全確認、必要な措置及び支援／調査の結果、虐待でなかった場合の子ども及び保護者への支援 |
| 虐待を受けた子ども等に対する支援(第17・18条) | 虐待を受けた子どもの専門的な治療及び心理療法等の支援／虐待を行った保護者への再発防止のための指導及び支援等 |
| 雑則(第19・20条) | 虐待を防止する施策を推進するための財政上の措置／虐待に係る状況の年次報告作成、議会報告、概要の公表 |

## （2）社会的養護が必要なこどもへの支援

様々な理由により、保護者の適切な養育が受けられず、社会的養護（公的責任のもとでの養育や保護）が必要なこどもがいます。

北九州市では、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の理念に基づき、こどもの最善の利益を実現することを目指して、本市の実情を踏まえながら、以下の取組を進めます。

まず、こどもが家庭において健やかに養育されるよう、家庭支援事業等を活用した予防的支援や親子関係の再構築に向けた支援を実施します。

保護者のもとでの養育が困難なこどもについては、里親やファミリーホームなど家庭と同様の環境における養育を目指します。また、里親等委託を推進するため、里親養育包括支援（フォスタリング業務）の取組強化や里親支援センター設置の検討を進めます。

施設での養育が必要なこどもについては、引き続き児童養護施設等における養育を実施しつつ、児童養護施設等において、小規模かつ地域分散化を進めるとともに、ケアニーズの高いこどもへの専門的ケアや、地域の社会的養育を支える専門的な拠点となるなど、高機能化・多機能化を進めます。

また、社会的養護経験者等に対しては、公的支援の情報提供や相談支援、交流の場の提供に努め、自立を支援します。

なお、家族の再統合が極めて困難なこどもについて、永続的かつ安定的な養育環境となる特別養子縁組の普及を進めます。

「子ども総合センター」では、困難事例に迅速かつ適切に対応できるよう、各区の「こども家庭センター」との役割分担など体制整備を進めるとともに、「こども家庭センター」における支援体制の充実を図るなど、機能強化に取り組みます。

また、一時保護や入所決定時にはこどもの意見を聴き、入所中においても、こどもがいつでも意見表明が行える環境整備に取り組みます。

| 関連する主な取組 【基本施策8－（2）】 |
| --- |
| ○家族のためのペアレントトレーニングの実施 |
| ○里親・ファミリーホームによる養育の促進 |
| ○児童養護施設等の運営（小規模化・地域分散化・高機能化・多機能化の実施） |
| ○社会的養護自立支援のための体制整備 |
| ○＜再掲＞各区こども家庭センターによる母子保健と児童福祉の一体的支援 |
| ○こどもの権利擁護環境の整備（児童養護施設やファミリーホーム等） |

## （3）こどもの貧困対策やひとり親家庭の子育ての安定を図る支援

こどもの貧困は、経済的な面だけでなく、心身の健康や学習意欲、前向きに生きる気持ちなどを蝕むとともに、社会的孤立につながる深刻な問題です。こどもの貧困の解消に取り組むことは、一人ひとりの豊かな人生を実現するだけでなく、将来の社会を支える人材を育成することにつながります。

「こどもがいる現役世帯の貧困率」は、近年、全国的に改善傾向にはあるものの、最新の推計で10．6％となっており、子育て世帯の9世帯のうち1世帯が貧困状態にあります。また、北九州市が令和3年度に実施した調査では、母子・父子家庭は15，679世帯と減少傾向にありますが、母子家庭の出現率は3．18％で、父子家庭の0．41％に比べて高くなっています。また、母子家庭の平均年収は289万円と、父子家庭の470万円よりも低くなっています。

困難な状況にあるこどもや子育て当事者が社会的孤立に陥ることがないよう、生活上の様々な相談に対応するほか、ひとり親家庭に対する児童扶養手当や医療費支給の適切な実施、保護者の状況に応じた生活支援や就労支援などを行います。

また、将来の貧困の予防や教育の機会均等を保障するため、幼児期から高等教育段階までの保育・教育費用の負担軽減を実施します。

このほか、子ども食堂では、生活困窮家庭のこどもへの支援も含め、こどもの孤食防止や地域のこどもと大人が楽しく過ごせる居場所としての取組を進めます。

**■図表11　こどもがいる現役世帯の貧困率（全国）**

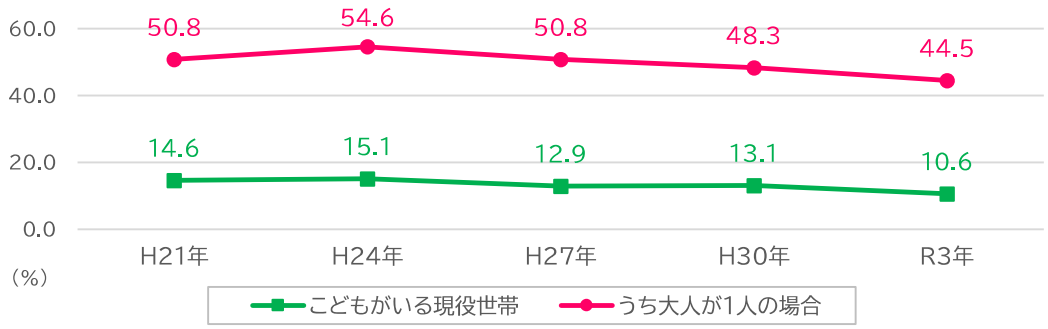


［出典］ 厚生労働省　令和4年国民生活基礎調査

**■図表12　ひとり親家庭の状況（北九州市）**　※出現率：総世帯数に占める割合

| 年 | 母子・父子家庭の合計 | | 母子家庭 | | 父子家庭 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 世帯数 | 出現率（%） | 世帯数 | 出現率（%） | 世帯数 | 出現率（%） |
| 平成18 | 17,566 | 4.19 | 15,120 | 3.61 | 2,446 | 0.58 |
| 平成23 | 17,962 | 4.24 | 15,733 | 3.71 | 2,229 | 0.53 |
| 平成28 | 17,030 | 3.98 | 14,708 | 3.44 | 2,322 | 0.54 |
| 令和3 | 15,679 | 3.59 | 13,897 | 3.18 | 1,782 | 0.41 |

［出典］ 令和3年度北九州市ひとり親家庭等実態調査

■図表13　ひとり親家庭の年間税込み収入（北九州市）

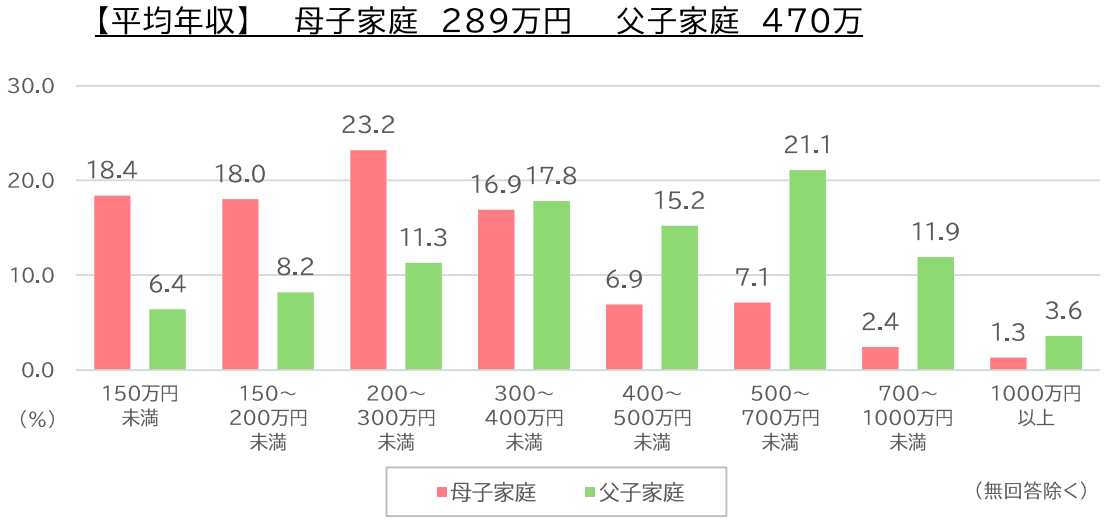


［出典］ 令和3年度北九州市ひとり親家庭等実態調査

| 関連する主な取組 【基本施策8－(3)】 |
| --- |
| ○＜再掲＞各区こども家庭センターによる母子保健と児童福祉の一体的支援 |
| ○母子・父子福祉センターの運営 |
| ○母子生活支援施設の運営 |
| ○日常生活支援のための家庭生活支援員の派遣 |
| ○児童扶養手当の支給 |
| ○ひとり親家庭等医療費の支給 |
| ○ひとり親家庭自立支援給付金の支給（高等職業訓練促進給付金等） |
| ○資格取得の促進に向けた高等職業訓練促進資金の貸付（入学準備金等） |
| ○資格取得の促進に向けたひとり親家庭への経済的支援（生活費負担軽減） |
| ○母子父子寡婦福祉資金の貸付（親の事業開始資金やこどもの修学資金等） |
| ○＜再掲＞保育料の第2子以降無償化 |
| ○就学援助 |
| ○奨学金支援 |
| ○＜再掲＞子ども食堂の活動支援 |

基本施策9　ライフステージを通じた施策

# 障害児・医療的ケア児等への支援やインクルージョンの推進

## （1）障害や発達が気になる、療育・医療提供が必要なこどもへの適切な支援

障害のあるこどもや発達に特性のあるこどもが、適切な支援を受けることにより発達が促され、生活の質を向上させるとともに、社会参加できる環境をつくることが重要です。

そのため、乳幼児健康診査等でこどもの発達の遅れや生活上の困難を早期に発見することによって、専門職による相談対応や検査などを行うとともに、必要に応じて療育機関や各種制度が活用できるよう、保健・医療・福祉・教育の各分野の連携による、地域のフォローアップ体制を整備します。

障害や疾病のあるこどもの早期療育のため、「総合療育センター」を中心に、他施設や地域と連携して、一人ひとりのこどもに合わせた療育訓練や医療的ケア及び支援を行います。

また、特別児童扶養手当による経済的支援を行うほか、医療機関での養育や医療の提供が必要なこどもに対する助成を行います。

■図表14　身体障害者手帳の交付件数[18歳未満:等級別]（北九州市）

| 年度 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和3 | 371件 | 156件 | 96件 | 54件 | 14件 | 30件 | 721件 |
| 令和4 | 348件 | 147件 | 100件 | 64件 | 14件 | 27件 | 700件 |
| 令和5 | 332件 | 136件 | 99件 | 61件 | 15件 | 33件 | 676件 |

［出典］ 北九州市

■図表15　令和5年度身体障害者手帳の「障害別」交付割合[18歳未満]（北九州市）

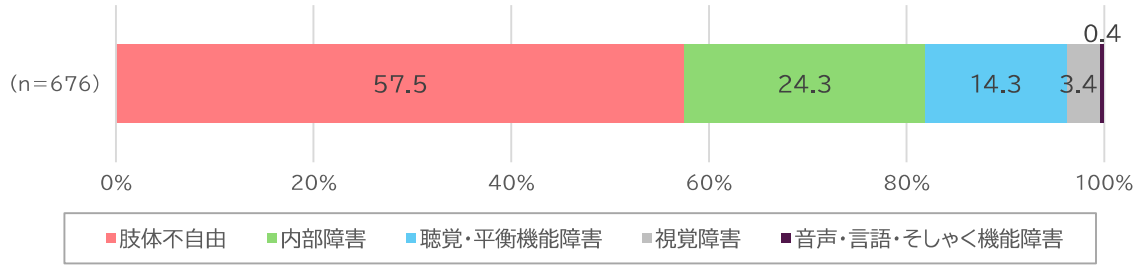


［出典］ 北九州市

■図表16　療育手帳の交付件数[18歳未満]（北九州市）

| 年度 | A(重度) | B(中軽度) | 計 |
|---|---|---|---|
| 令和3 | 616件 | 1,857件 | 2,473件 |
| 令和4 | 628件 | 1,936件 | 2,564件 |
| 令和5 | 655件 | 2,040件 | 2,695件 |

［出典］ 北九州市

| 関連する主な取組 【基本施策9－(1)】 |
| --- |
| ○総合療育センターの運営 |
| ○発達障害者支援センターの運営 |
| ○障害児の通所・入所支援 |
| ○障害児等の療育支援 |
| ○医療的ケア児・家族のレスパイト支援 |
| ○＜再掲＞母子健康診査の実施（妊婦健康診査、乳幼児健康診査） |
| ○新生児マススクリーニング検査の実施 |
| ○新生児聴覚検査の実施 |
| ○乳幼児の発達相談指導 |
| ○特別児童扶養手当の支給 |
| ○未熟児養育医療費の助成 |
| ○自立支援医療（育成医療）費の助成 |
| ○小児慢性特定疾病医療費の助成 |
| ○小児慢性特定疾病児童等の自立支援 |

## （2）幼稚園・保育所等におけるインクルージョンの推進による共生社会の実現

障害のあるこどもや発達に特性のあるこども、医療的ケアが必要なこどもが、個々の状況に応じた適切な支援を受けることができ、その家族とともに包容できる社会の実現は重要です。

幼稚園、保育所等において、障害のあるこどもや発達に特性のあるこどもの受け入れを行い、集団の中で相互の理解や健全育成を図ります。

また、医療的なケアが必要なこどもについて、保育所での集団保育が可能な場合には、看護体制の拡充を検討するなど、保護者のニーズやこどもの状況に応じた柔軟な受入体制を検討します。

| 関連する主な取組 【基本施策9－(2)】 |
| --- |
| ○関係機関との連携による親子通園の実施 |
| ○私立幼稚園への特別支援教育助成 |
| ○障害児保育に対する保育士加配の実施 |
| ○医療的ケア児を受け入れる保育所に対する支援 |

基本施策10　ライフステージを通じた施策

# 成長に応じたヘルスケアや健全育成に向けた支援

## （1）こどもの健康保持や心身の発達段階に応じたケア等の充実

こどもは心身の発達が途上段階であり、生活習慣の基礎が培われる重要な時期です。

幼児期からの正しい食事の仕方や望ましい生活習慣を定着させることで、心身の健全な育成を図ります。

学童期・思春期においては、学校医等をはじめとした専門職（歯科衛生士、保健師、栄養士など）や家庭との連携を図り、むし歯や肥満痩身の防止に努めるとともに、健康な生活と疾病の予防について自ら関心を持てるようにし、生涯にわたって健康の保持増進に努めることや運動に親しむ態度を養います。

また、発達段階に応じた系統的・計画的な性に関する学習を通じて、こどもが生命を大切にする考えや、自分、他者、一人ひとりを尊重する態度等を身に付け、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための取組を推進します。

若い世代に対しては、妊娠前からのライフステージやライフプランを見据えた健康づくりである「プレコンセプションケア」を推進し、将来の出産の可能性を高めることや、女性や家族がより健康な生活を送れることを目指します。この「プレコンセプションケア」については、今後、関係機関等と連携した啓発に取り組みます。

さらに、こどもの健康保持や病気・怪我の治療の際に、経済的な不安を感じることなく、安心して医療機関を受診できるよう、国による医療費助成だけでなく、市独自に、年齢に応じた保険診療の自己負担額の助成を行います。

| 関連する主な取組 【基本施策10－(1)】 |
| --- |
| ○幼児期からの生活習慣病予防教室 |
| ○生命（いのち）の安全教育 |
| ○思春期保健連絡会による思春期健康教育 |
| ○妊娠・出産等に関する相談支援事業（北九州市妊娠相談ほっとナビ） |
| ○子ども医療費の支給 |
| ○＜再掲＞児童手当の支給 |

## （2）心身を成長させる多様な体験の充実や非行防止等の取組

多様な体験活動や読書、遊び、お手伝いなどの経験は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、心身の様々な感覚を使うことを通じて、言語等の認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心や思いやり、物事をやり抜く力や他者との折り合いなどの社会的なスキルが育まれる大変重要な活動です。

北九州市では、「子育てふれあい交流プラザ」や「子どもの館」、児童館など、乳幼児期からの様々な遊びを通して感性や想像力を育む子育て支援施設の運営に取り組んでいます。

また、自然に触れあいながら自由な発想で遊ぶことのできるプレーパークや、青少年施設を活用した大自然の中での集団生活や野外活動のほか、ボランティア活動などを通じて、こどもの豊かでたくましい心身を育成します。

なお、児童館については、地域の実情を踏まえつつ、安全・安心の観点から児童館内放課後児童クラブの学校敷地内への移管・移設を検討するとともに、「北九州市政変革推進プラン」に掲げる他施設との適切な役割分担の観点から、機能の移管について検討します。

また、青少年施設についても、市民ニーズの変化を踏まえ、機能の集約や民間活力の導入等の視点から検討を行います。

一方、近年はスマートフォン等の低年齢層の所有者が増加しており、インターネットを通じて、暴力事件や性犯罪被害、心身の成長を阻害する危険ドラッグの使用や薬物乱用などに繋がる恐れがあることから、関係機関と連携し、スマートフォン等の適切な利用や、危険ドラッグ等の危険性について啓発を行い、乱用防止に努めます。

また、北九州市では、平成24年に「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部を設置しました。青少年を被害者にも加害者にもさせないため、関係機関や青少年関係団体と連携した夜間パトロール、補導活動など非行防止対策に取り組みます。

加えて、非行に走ってしまった青少年の立ち直りには、就業等により社会の一員として受け入れられることが重要であるため、引き続き「協力雇用主」の協力を得て、自立に向けた支援に取り組みます。

**■図表17　携帯電話・スマートフォン・タブレット等の通信機器の所有状況（北九州市）**

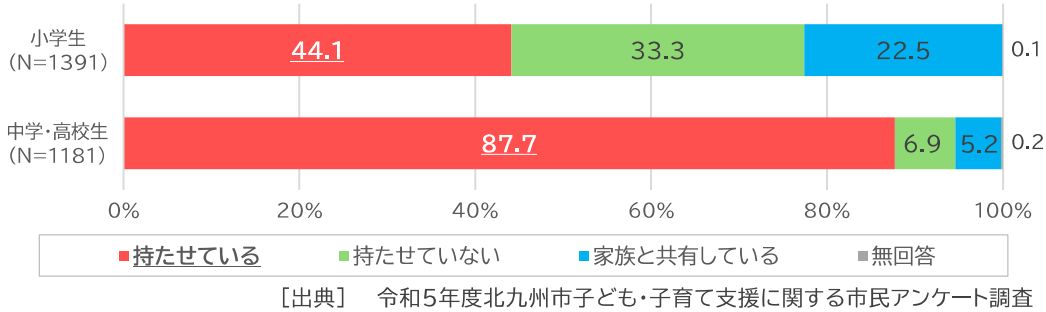


［出典］　令和5年度北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査

**関連する主な取組 【基本施策10－(2)】**

- ○子育て支援施設の運営(子育てふれあい交流プラザ、子どもの館)
- ○児童館の運営
- ○プレーパークの普及促進
- ○青少年施設の運営
- ○青少年体験活動の充実(チャレンジ100キロ)
- ○青少年ボランティアステーションの運営
- ○＜再掲＞放課後等の時間も活用した学習、多様な体験・交流活動などの支援
- ○子どもの読書活動の推進
- ○メディア・リテラシー向上推進に向けた取組
- ○「北九州市『青少年の非行を生まない地域づくり』推進本部」の運営
- ○非行少年の立ち直り支援と体制強化
- ○協力雇用主と連携した就労支援

TOPICS

**NPO等と協働で取り組むプレーパーク(外遊びの場)の展開**

基本施策11　ライフステージを通じた施策

# 子育てを支援するシニアや地域人材の育成

## （1）子育て支援に携わるシニアや地域ボランティア等の活動の促進

共働きが増加している中、シニア世代による子育て支援への協力や参画は、子育て世代にとって、今後も期待される力強いサポートです。

北九州市では、65歳以上の高齢化率は、31.8%（令和2年現在）である一方、市民の健康寿命は令和元年で、男性71.94歳、女性が75.63歳と、健康な生活を送るシニア世代も多くいます。シニア世代の方に、今の子育て世代の置かれた仕事や家族の状況、必要とされているサポートについて理解を深めていただくとともに、子育てサポートに関する活動をシニア世代へ紹介することなどを通じて、シニア世代による子育て支援活動への参加を促進します。

また、市民センターや児童館等の身近な施設を拠点に、親同士や地域との交流、こどもの遊び、子育てについての勉強会など様々な活動が行われており、子育てサポーターなど地域の活動を支えるボランティアの養成支援に引き続き取り組みます。

■図表18　健康寿命（北九州市）

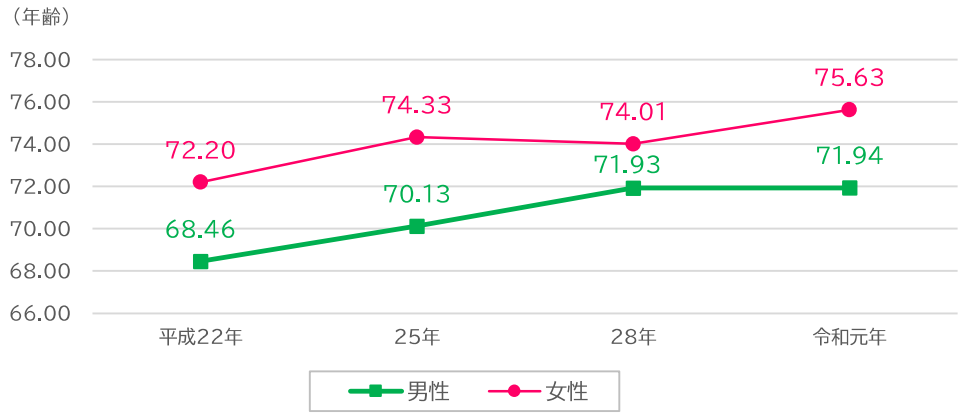


［出典］ 第三次北九州市健康づくり推進プラン

**関連する主な取組 【基本施策11－(1)】**

- ○祖父母手帳等による啓発
- ○北九州市シルバー人材センターによる子育て支援
- ○育児サークル・フリースペースへの支援と周知啓発
- ○子育てネットワークの充実（子育てサポーターの養成）